

# 質問回答書

契約番号 \_\_\_\_\_

件 名 \_\_\_\_\_ 横浜市総務局管理課所管車両の任意保険契約 \_\_\_\_\_

	質 問	回 答
1	<p>次のいずれかの前年適用料率確認資料をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・証券写し</li><li>・料率決定通知写し</li><li>・申込書写し</li><li>・保険会社、代理店のオンライン画面のハードコピー</li></ul> <p>※いずれも、契約者名・保険会社名・保険期間・割引率が確認できるものをご用意します。</p>	<p>前年については9台のみの契約となりますので、参考として契約者名・保険会社名・保険期間・割引率について回答します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約者名：横浜市長 山中 竹春</li><li>・保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</li><li>・保険期間：令和5年7月1日～令和6年7月1日まで</li><li>・割引率： フリート 優良割引 18% 公有割引 フリート多数割引（9台以下）6% （車両により 新車割引）</li></ul>
2	<p>仕様書に掲載の車両データは、いつ時点でのデータですか。 保険始期である7月1日までに増減車が生じた場合、その差額保険料はすみやかに精算できますか。</p>	<p>令和6年4月1日時点のデータです。 増減車が生じた場合、契約後に精算を行います。</p>
3	<p>保険期間中の増減車に係る保険料精算は、毎月報告・一括精算で問題ありませんか。（毎月月末締めで、翌月末までに通知、翌々月までに精算）</p>	<p>可能です。</p>
4	<p>契約車両の変更があった場合、メール・郵送での非接触による手続きは可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>
5	<p>ロードアシスタンス等、仕様書記載の「示談交渉付きの対人賠償、対物賠償」以外の補償は一切不要との認識で合っていますか。</p>	<p>仕様書5（2）に記載の事項が補償内容となります。</p>
6	<p>現契約で付帯されている特約名称をお教えてください。ただし、自動付帯されるものは除きます。</p>	<p>運転者従業員等限定特約 対物賠償酒気帯び等運転対象外特約 事業マネジメントに関する特約</p>

7	公務使用中のみ対象とありますが、通勤中は含まれますか。	一部の車両は通勤中も含まれます。
8	直近5年間の年度毎の、事故件数と対人対物それぞれの受領した保険金の金額と事故内容をお教えてください。	今年度からの契約内容となりますので、把握していません。
9	直近5年間の年度ごとの、落札保険料をお教えてください。	今年度からの契約となります。
10	事故の際のご担当窓口は、どこになりますか。担当者名もしくは担当係をご教示ください。	事故の原因課または総務局管理課となります。
11	以下、事故防止に関する項目①～③について、全て該当していますか。 ①安全に関する方針・行動指針を定めている。 ②職員に対して、事故防止や安全に関するメッセージを発信している。 ③車両の日常点検を実施し、車内の整理整頓をするように方針を定めている。	お見込みのとおりです。
12	直近3年間で、自動車事故軽減のための有償サービスを利用していますか。利用している場合は、サービス名称、サービス内容、実施時期をご教示ください。	利用しておりません。
13	その他実施している事故防止の対策がございましたら、ご教示ください。	研修・事故防止啓発等実施予定です。
14	総務局管理課職員の年齢構成割合を10歳刻みにてご教示ください。	当該事務の実施にあたり、年齢構成割合の把握は行っておりません。なお、運転をするのは主に一部の局を除く横浜市職員となりますが、当該職員についても同様となります。
15	総務局管理課職員のゴールド免許保有率をご教示ください。	ゴールド免許保有率の把握は行っておりません。なお、運転をするのは主に一部の局を除く横浜市職員となりますが、当該職員についても同様となります。

16	<p>ドライブレコーダーを付帯している自動車がありますが、機器装置の現物写真または製造メーカー名や製品名・製品番号が記載された「保証書・説明書」の現物コピーをいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>御要望に応じて、一部の車の機器については PDF での提供可能です。御希望される場合御連絡ください。</p>
17	<p>WEB 上で契約を一元管理できるサービス（増車・減車・車両入れ替えの通知も WEB で行うことができる）にお申込みいただくことは可能でしょうか。費用は発生しません。</p>	<p>サービスの内容によるため、現時点で回答できません。</p>
18	<p>増車や減車など保険期間の途中で変更時に通常作成される「自動車保険変更手続きの完了のお知らせ（変更確認書）」の発行を省略することは可能でしょうか。</p>	<p>契約後の協議によります。</p>